平成２６年（フ）第１３４号
大阪府吹田市西の庄町３番14号
債務者　松葉佳代子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２号
大阪府門真市岸和田３丁目６番８号　カラオケ喫茶であい
債務者　井上　芳文
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23―713号
債務者　**祇**園　　猛
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５号
大阪府池田市井口堂３丁目３番33号　302
債務者　佐々木邦子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―109号
債務者　安藤千津子（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９号
大阪市住吉区苅田６丁目７番27号　アビコエクセルハイツ105号
債務者　大西　一友
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１８号
大阪府門真市石原町38番24号
債務者　津村マツノ（旧姓瀬嵜）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２４号
大阪市平野区喜連東３丁目11番41―102号
債務者　小塩　　温
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
広島県福山市東川口町２丁目11番15号　エルディム東川口Ａ102
債務者　伊藤　澄江
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５号
千葉県野田市大殿井47番地の３
債務者　加藤　才子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４０号
千葉県柏市藤心１丁目24番17号
債務者　三浦　里美
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８４号
北九州市小倉北区馬借２丁目１番22―602号
債務者　山下キミコ
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５号
名古屋市中川区戸田明正２丁目212番地　ルイーズＴＭ101号
債務者　鰐部　　都（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３号
名古屋市名東区香流２丁目201番地　ビューハイツ304号
債務者　久保田　悟
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
広島県福山市新市町大字戸手２番地２
債務者　井上　孝幸
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８号
広島県福山市平成台14番９号
債務者　吉田　和宏
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５号
広島県福山市神辺町字湯野526番地８
債務者　吉宗　律子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０号
青森県弘前市大字在府町30番地　東奥マンション16号
債務者　工藤　和人
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部